宝塚市告示第225号

街区の設定について

宝塚市住居表示に関する条例第2条の規定に基づき、次のとおり雲雀丘3丁目の一部 に街区を設定して告示の日から施行する。

令和7年(2025年)10月29日

宝塚市長 森 臨 太 郎

雲雀丘3丁目

21番~24番街区を設定する

## 設定理由

街区が設定されていない雲雀丘3丁目の一部の区域において建物の 建築にあたりこれを機に街区を設定しようとするものです。

宝塚市住居表示に関する条例(抜粋)

第2条 市長は、街区の区域を新たに画し、若しくはこれを廃止 し、又は街区の区域若しくはその街区符号を変更するときは、 その旨及び実施期日を告示するとともに関係人に通知しなけれ ばならない。

## 【設定前】



## 【設定後】



